

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

しんきん証券株式会社（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付	AA
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 信金中央金庫（信金中金）の100%出資により、全国の信用金庫の資金運用ニーズに応えるため設立されたホールセール専門の証券会社。信用金庫に適切な運用商品を提供する機能も担っている。主に公社債の引受や売買、投資信託の販売を信用金庫中心に行っている。当社の利益は安定しており、リスクも抑えられている。資本、経営管理、リスク管理や資金調達などにおいて信金中金の関与が非常に深いことや、信用金庫業界の余資運用等の業務機能を補完する役割を勘案し、格付は信金中金と同格としている。
- (2) 既発債券は売買高をこの数年維持しているが、従前に比べると低水準にある。新発債券の引受においては全国に広がる信用金庫を中心とした顧客基盤を背景に、主幹事案件を着実に獲得していることもあって引受高が高水準で推移している。投資信託は一定の解約が発生するものの、信用金庫の運用ニーズを捉えて開発した、リスクを抑えた分散投資型の新商品導入などで販売量を確保し、預かり資産残高を維持できている。
- (3) 証券会社として規模が大きくないことから利益水準は低いものの、安定した利益計上が続いている。引受・売出手数料や投資信託の代行手数料が堅調なほか、21/3期は投資有価証券の売却益も利益水準を押し上げた。ストック収益として見込める投資信託の代行手数料が純営業収益の4割近くを占めていることなどから、純営業収益は比較的安定している。人員採用などで販管費が若干増加するとみられるが、今後も一定の利益水準を維持していくとJCRは考えている。引受などにかかる提案力を高めるとともに、信金中金グループ内での連携によって信用金庫への商品提供力を向上させ、債券の引受高や投資信託の預かり資産残高を維持・拡大できるか注目している。
- (4) 業務を安定的に継続するため設立時に手厚い資本を与えられていることから、自己資本規制比率は高い水準で推移しており、21年9月末では1,463%となっている。トレーディングは顧客フローに基づくものが主体で、ヘッジの効果もあってリスクは抑えられている。投資有価証券における各種のリスク量も小さい。また資金調達では信金中金から十分な借入枠を与えられており、流動性の懸念は小さい。

（担当）阪口 健吾・松澤 弘太

■格付対象

発行体：しんきん証券株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年11月24日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「証券」（2014年5月8日）、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」（2019年3月29日）として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) しんきん証券株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル